

いわがみレーシングクラブ 活動規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本クラブはいわがみレーシングクラブ(以下当クラブ)と称する。

【所在】

第2条 当クラブは群馬県前橋市二之宮町 2610-3 いわがみオートボデー内に事務局を置く。

【活動場所】

第3条 前橋市立荒砥中学校周辺や前橋総合運動公園等を主たる活動場所とする。

【活動日時】

第4条 活動時間は原則土曜日又は日曜日9時00分から12時00分の3時間とする。

2. 警報発令時は原則行わない。

【活動目的】

第5条 当クラブは、すべての子どもに対して、陸上競技を始めとしたスポーツ全般の普及・発展を図り、スポーツ交流を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を整え、活気あるまちづくりを目指し、学校教育への協賛の下、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

【事業内容】

第6条 上記の活動目的を達成するために次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) スポーツ普及・強化育成事業
- (3) スポーツイベントの開催
- (4) 他団体主催の練習会や大会参加のサポート事業
- (5) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動

- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) その他、当クラブの目的達成に必要な事業
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第2章 会員

【会員の種類】

第7条 当クラブの会員は次の通りとする。

- (1) 指導者会員 当クラブの目的に賛同し、当クラブの運営を行う会員
- (2) 子ども会員 当クラブの活動に参加する子ども
- (3) 大人会員 当クラブの活動に参加する18歳以上のもの及び当クラブ子ども会員の保護者

【コースの種類】

第8条 当クラブのコースは次の通りとする。

- (1) 子ども一般コース 子ども会員で活動や練習等のスタンダードな取り組みをするコース。
- (2) 子ども選手コース 子ども会員で競技力をより高める、子ども一般コースより練習頻度が高いコース。
- (3) 保護者会員コース 子ども会員の保護者で運動や練習等を行わないコース。
- (4) 一般会員コース 当クラブの活動に参加する18歳以上のもので、運動や練習等を行うコース。

【入会】

第9条 指導者会員は次の条件を備えなければならない

- (1) 会長に任命されたもの。
 - (2) 当クラブが定める諸規定を遵守すること。
 - (3) 指導者会員は当クラブが行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であり、当クラブが目的を達成するための見識を備え、組織及び地域社会のため活動を行えること。
3. 子ども会員は当クラブが定める入会申込書にて申し込んだ子どものことをいう。
4. 大人会員は18歳以上で当クラブが定める入会申込書にて申し込んだ者及び子ども会員の保護者で、入会申込書に記入されたものをいう。

【入会金及び会費の納入】

第10条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【会員の資格喪失】

第11条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく、会費を3か月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 1年間の休会后、会員継続の意思を示さなかったとき。

【退会】

第12条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

【除名】

第13条 会員が次の各項のいずれかに該当したときは、総会又は会長の判断によりその会員を除名することができる。

- (1) 法令及び当定款に違反したとき。
- (2) 当クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

【抛出金額の不返還】

第14条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、原則として返還しない。

【休会】

第15条 会員は、別に定める休会届を前年度中に会長に提出し、次年度は休会することができる。

2. 休会中の会費は免除される。
3. 1年以上の休会は認めない。
4. 会員に復帰する場合、年会費を一括納入する。

第3章 組織及び定数

【役員の種類】

第16条 当クラブには次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 理事若干名
- (3) 監事若干名

2. 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

【役員を選任】

第17条 当クラブの指導者会員の互選で、指導者会員の中から選任する。

2. 監事は会長または理事を兼ねることはできない。

【役員任期】

第18条 役員任期は1年とする。ただし、補欠のため、または増員等によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、第1項の規定にかかわらず後任の役員が就任するまではその職務を行わなければならない。

【役員職務】

第19条 会長は当クラブを代表し、業務を総括する。

2. 理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、当クラブの規約に定めた事項を執行するほか、総会の議決事項を執行するとともに当クラブのすべての業務を執行する。

5. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 当クラブの会計監査を行うこと。

(2) 当クラブの財産状況を監査すること。

(3) 監査の結果当クラブの業務若しくは財産に関して不正行為又は法令、もしくはき定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために、必要に応じて総会を招集すること。

(5) 当クラブの財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集請求をする。

【欠員補充】

第20条 理事又は監事が欠けたときこれを補充するが、適任がない場合、欠員もやむを得ないとする。

【役員解任】

第21条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決又は会長の判断によりその役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められたとき。

【役員報酬】

第22条 役員には報酬を与えることはできない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

【職員】

第23条 当クラブの事務を処理するため、当クラブに事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 事務局長、その他の職員は会長が任免する。
3. 事務局長、その他の職員は、理事と兼務することができる。

第4章 会議

【会議の種類】

第24条 当クラブには次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

【総会の種別】

第25条 当クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【総会の構成】

第26条 総会は、指導者会員及び大人会員をもって構成する。

【総会の権能】

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会員の除名
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)、その他新しい義務の負担及び権利の放棄。
- (11) その他運営に関する重要事項。

【総会の開催】

第28条 通常総会は毎年1回開催とし、紙面や電子メール等で開催する場合もある。

2. 臨時総会は、次に掲げる事由により開催するとし、紙面や電子メール等で開催する場合もある。
 - (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (3) 指導者会員及び大人会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (4) 第19条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

【総会の招集】

第29条 総会は、前条第2項第4号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等により少なくとも5日前に通知しなければならない。なお、紙面や電子メール等で開催する場合は、日時や場所等の記載はないものとする。

【総会の議長】

第30条 総会の議長は、その総会において出席した指導者会員又は大人会員のうちから選任する。ただし、紙面や電子メール等で開催の場合は、これを設けない。

【総会の定足数】

第31条 総会は、指導者会員及び大人会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【総会の議決】

第32条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した指導者会員及び大人会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 指導者会員または大人会員が総会の目的である事項について提案した場合において、指導者会員及び大人会員の総数の3分の2が書面又は電子メール等により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会議決があったものとみなす。

【総会における表決権等】

第33条 指導者会員及び大人会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない指導者会員又は大人会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール等をもって表決し、又は他の指導者会員又は大人会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した指導者会員又は大人会員は、総会に出席したものとみなす。
4. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する指導者会員又は大人会員は、その事項について表決権を行使することができない。

【理事会の構成】

第34条 理事会は、会長及び理事をもって構成する。

【理事会の権能】

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【理事会の開催】

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催し、紙面や電子メール等で開催する場合もある。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第19条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

第37条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号又は第3号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等により少なくとも5日前に通知しなければならない。なお、紙面や電子メール等で開催する場合は、日時や場所等の記載はないものとする。

【理事会の議長】

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【理事会の定足数】

第39条 理事会は、会長及び理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

【理事会の議決】

第40条 理事会における議決事項は第37条第3項の規定にあらかじめ通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、会長及び理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事会における表決権等】

第41条 会長及び各理事の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない会長又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した会長又は理事は、理事会に出席したものとみなす。
4. 表決すべき事項について特別な利害関係を有する会長又は理事は、その事項について表決権を行使することができない。

【資産の構成】

第42条 当クラブの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 国、遅行公共団体、財団等からの補助金
- (7) その他の収益
- (8) その他の収入

【資産の管理】

第43条 当クラブの資産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

【会計の原則】

第44条 当クラブの会計は、活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う。事務局がこれに当たる。

【事業年度】

第45条 当クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び予算】

第46条 当クラブの事業計画及びこれらに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
3. 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
4. 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を得て、既定予算の追加または構成をすることができる。

【予備費の設定および使用】

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算内に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

【事業報告及び決算】

第48条 当クラブの事業報告等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した大人会員の4分の3の議決を得なければならない。

【解散】

第50条 当クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 合併

2. 前項第1号の自由により解散するときは、大人会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【合併】

第51条 当クラブが合併しようとするときは、総会において大人会員数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第7章 自己の責任

【自己の責任】

第52条 会員は当クラブの活動に際しては、当クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに背理して盗難、傷害等の事故が起きた場合は、当クラブ及び指導者会員に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

【保健の加入】

第53条 当クラブの保護者会員コース以外の会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。当クラブは、その活動中の障傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。保険料会費をもってそれに充てる。

第9章 研修

【研修の受講】

第54条 指導者会員や保護者は、年間1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分達で企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高めるように努める。

第10章 雑則

【施行の細則】

第55条 この定款に定めのない事項及び運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が細則等でこれを定める。

附則

1. この定款は令和7年4月1日から施行する。
2. 当クラブの月会費は、次の掲げる額とする。
 - (1) 指導者会員 無料
 - (2) 子ども会員
 - ① 子ども一般コース 月会費 1,500 円
 - ② 子ども選手コース 月会費 2,000 円
 - (3) 大人会員
 - ① 保護者会員コース 無料
 - ② 一般会員コース 月会費 2,000 円